

メモ (国会改革・機能強化小委員会 (機能強化小) について)

1. 設置までの経緯

○平成24年1月20日 (金) 議運理

① 民主、公明から立法機能強化を検討する場として、議運に「国会改革・機能強化小委員会」を設置する提案があった。

(民主) 科技特設置、事故調設置等を受け、更なる立法機能強化が必要。

(公明) 国会法改正小、議会制度協はいずれも頻繁には行われておらず、立法機能、行政監視機能の強化を協議する場がない。

○1月30日 (月) 議会制度協 *国会改革小委員会*

② 機能強化小設置の再提案。

(民主) 議運の国政調査権及び総合調整機能についても機能強化小で行いたい。

○2月1日 (水) 議運理

機能強化小の設置について各党合意。

(民主) 国会法改正小は国会法改正についてのみとし、機能強化小は議会制度の活性化を主に取り扱う。メンバーは庶務小と同様とする。

○2月3日 (金) 議運理・議運委

③ 機能強化小を設置

(民主) 機能強化小は立法機能強化に関する国会法改正も扱う。(それ以外の国会法改正は国会法改正小)

2. 設置以降の実績

(第1回) 平成24年3月22日 (木) 11:25~11:53

○主な論点

④ 特別委員会の新設、廃止について

議運の国政調査権及び総合調整機能について 等

(第2回) 平成24年4月11日 (水) 11:28~11:48

○主な論点

⑤ 議運の国政調査権及び総合調整機能を明文化する衆議院規則改正案 (松野 小委員長試案) について

訴追委事務局・弾裁事務局への裁判所からの職員の出向について 等

*○小委員 松野*

< 以降 開会せず >

*↓ とうにか*

*松野 氏*

*各委員*

*松野 - 小委員*

*連絡 記録*